一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課 新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する接種実施医療機関について(協力依頼)

新型インフルエンザ対策の推進につきましては日頃から御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)の規定に基づく特定接種につきましては「特定接種に関する医療機関の登録等について」(平成 25 年 12 月 10 日付け事務連絡)(別紙)により貴会会員への周知等、御協力をいただいておりますが、今般、新型インフルエンザ等医療の提供及び重大緊急医療の提供を行う事業者に加え、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者についても、接種実施医療機関を確保の上、特定接種対象事業者としての登録を進めていくこととなりました。

つきましては、これまでの歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所に加え、公務員及び国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う業種として新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定)に定められた業種に携わる事業者から、特定接種を実施するために必要な接種実施医療機関について貴会会員へ協力依頼があった場合には、同様に御協力をいただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡 平成25年12月10日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課 新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する医療機関の登録等について

日頃より新型インフルエンザ対策の推進につきましてはご尽力 いただきありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)の規定に基づく特定接種に関して、別紙 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 25 年厚生労働省告示第 369 号)」、別紙 2 のとおり、医療の提供の業務を行う事業者の登録について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程(平成 25 年厚生労働省告示第 370 号)、別紙 3 のとおり、登録手続の具体的運用等を定めた特定接種(医療分野)の登録要領、別紙 4 「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」、別紙 5 「特定接種(医療分野)の登録 Q & A」を定めました。

つきましては、内容を充分に御了知していただくとともに、貴会 会員への周知等、特段の御協力をお願いいたします。

特に、新型インフルエンザ等発生時における医療機関内の体制整備を図るとともに、新型インフルエンザ等医療の提供及び重大緊急医療の提供を行う特定接種の登録を予定している歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所から特定接種を実施するために貴会会員へ接種実施医療機関としての協力依頼があった場合には、「特定接種の接種体制に関する覚書」を取り交わす等、特定接種の実施に関して連携体制を構築していただくようお願いいたします。

医療機関からの質問取りまとめ

- 【Q:1】接種実施医療機関として協力する場合、「特定接種管理システム」において必要となる手続はありますか。
- 接種実施医療機関側として、「特定接種管理システム」において 必要となる手続はありません。
- 「特定接種管理システム」における接種実施医療機関に関する情報については、接種の協力を依頼した特定接種の対象事業者が登録します。

【Q:2】特定接種に関する費用について法的根拠はありますか。

○ 特定接種を行うために要する費用の負担は、全額国負担(地方公務員への接種はそれぞれの都道府県・市町村が負担)となっています。具体的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条第5項から第7項までの規定により、予防接種法(昭和23年法律第68号)第25条第1項が「この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、国の支弁とする。」等と、第2項が「給付に要する費用は、国の支弁とする。」と読み替えらます。

【Q:3】特定接種を受けた者に健康被害が生じた場合、接種実施医療機関の責任を問われることはありますか。

- 特定接種は、予防接種法第 6 条第 1 項に基づき臨時に行う予防接種として実施されるものであり、予防接種法 15 条に基づく健康被害救済制度の対象として、国が給付(地方公務員への接種はそれぞれの都道府県・市町村が給付)をすることとなっています。
- ○健康被害について、賠償責任が生じた場合であっても、その責任は、国、都道府県又は市町村が負うものであり、故意又は重大な過失がない限り、接種実施医療機関及び医師の責任を問われるものではありません。〔新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第5項から第7項まで参照〕

【Q:4】特定接種に使用するワクチンはどのようなものですか。

- 特定接種に使用するワクチンは、国等が備蓄している H5N1 プレパンデミックワクチンが有効であれば、これを用いることとなります。
- 一方、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の亜型である

場合や、亜型が H5N1 であっても備蓄している H5N1 プレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、新型インフルエンザウイルス株の特定後に開発されるパンデミックワクチンを用いることとなります。

- 特定接種は、予防接種法第 6 条第 1 項に基づき臨時に行う予防接種として実施されるものであり、予防接種法 15 条に基づく健康被害救済制度の対象として、国が給付(地方公務員への接種はそれぞれの都道府県・市町村が給付)をすることとなっています。
- 健康被害について、賠償責任が生じた場合であっても、その責任は、国、都道府県又は市町村が負うものであり、故意又は重大な過失がない限り、接種実施医療機関及び医師の責任を問われるものではありません。〔新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第5項から第7項まで参照〕

【Q:5】事業者との覚書を締結することによって、覚書に記載された従業員数全ての接種を補償する義務は発生しますか。

- 接種実施医療機関に対して、覚書に記載された従業員数全ての 接種を補償する義務は発生しません。
- 登録要領において、事業者は、接種実施医療機関と特定接種の 実施に関して連携体制を構築するとともに、当該医療機関(外 部の医療機関)と覚書を取り交わしておくことが必要とされて おり、この覚書には、特定接種を行う従業員数を記載すること とされていますが、当該箇所の考え方等については次のとおり です。
 - ▶ この覚書は、特定接種の実施に関して事業者と接種実施医療機関の連携体制を構築するために取り交わすものです。記載の従業員数は接種体制を整えるために、覚書の締結時点で想定される接種対象者数を示したものにすぎません。
 - ▶ 新型インフルエンザ等の発生時には、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部が最終決定する特定接種のワクチンの総数を基に、厚生労働省が「総枠調整率」等で配分割合を算定し、事業者ごとの接種総数を決定の上、登録事業者に対して接種対象者数の通知を行います。通知を受けた登録事業者は、従業員に対して予防接種について説明し、同意を得た上で接種予定者名簿を作成します。覚書を締結した接種実施医療機関は、この最終的な接種予定者に対し接種を行うこととなります。

▶ 上記のことは、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」及び「特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録要領」等に示されています。当然、事業者はすべてを理解した上で覚書を交わすこととなっていますので、上記の流れを無視して事業者が覚書に記載された従業員数分の接種を接種実施医療機関へ求めることは想定されにくく、仮にそのような求めがあったとしても、それに接種実施医療機関が応じる必要はないと考えます。

【Q:6】接種実施医療機関へは、必ず特定接種に使用するワクチンが送付されますか。

- Q5 の回答でお示ししたとおり、特定接種の接種対象業種や配布 されるワクチン数などは、新型インフルエンザ等の発生時に政 府対策本部において決定されることになりますので、覚書に記 載の人数と同数のワクチンが送付されるとは限りません。
- なお、政府対策本部決定により、特定接種の接種対象業種とならなかった業種の事業者と覚書を交わしている場合には、ワクチンの送付はありません。

【Q:7】全国展開している事業者と接種実施医療機関との間で覚書を締結する場合、締結の意思確認のみの記載とできますか。

○特定接種管理システムへの登録は、事業者(経営者)がすべての事業所(支店、営業所等)を登録することとなっているため、事業者が接種実施医療機関と覚書を締結しますが、接種実施医療機関側も経営者により締結をする場合は、「○○県の○○営業所の○○名は、○○県の○○病院で実施する」などの事業所単位での内訳を締結時に明確にする必要があります。

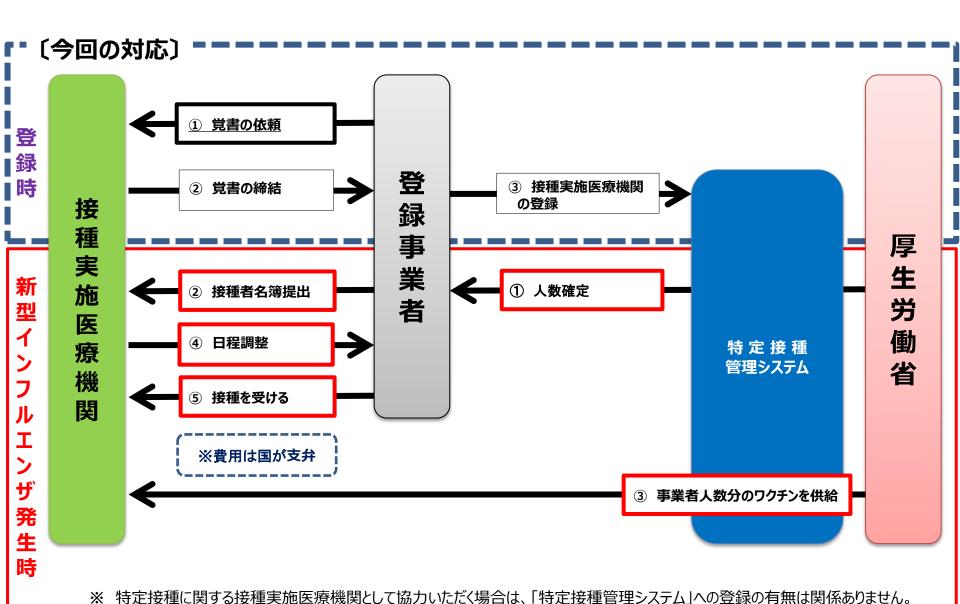
【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課 新型インフルエンザ対策推進室

担当者:<u>渡邊</u>・山崎 TEL:03-3595-3426 FAX:03-3506-7325

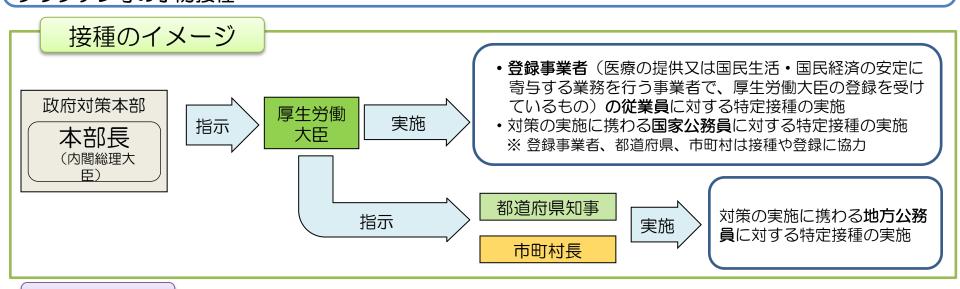
E-mail:test-tokutei@mhlw.go.jp

接種実施医療機関としての協力の流れ



特定接種の概要

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を 行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行うプレパンデミッ クワクチン等の予防接種



根拠等

○ 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。 これらをふまえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めている。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する 業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基 本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施 対象となるわけではない。

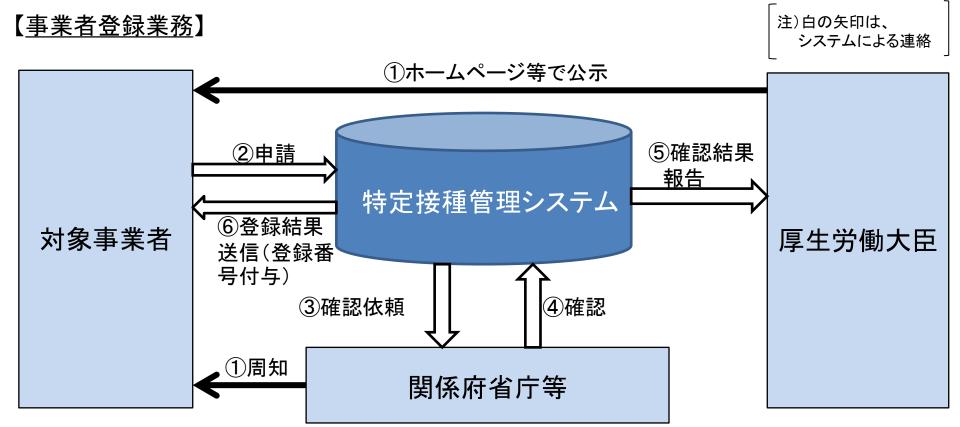
特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

- 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。
- ※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		業種等	
(A分野)	新型インフルエンザ等医療型 (A-1) 新型インフルエンザ等医療		グループ
	重大・緊急医療型 (A-2)	重大•緊急系医療	1
新型インフルエンザ等対策の実施 に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従 事する者	グループ ②
玉	介護・福祉型(B-1)	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	
国民生活·国民経済安定分野(B分野)	指定公共機関型 (B-2)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄 道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	.
	指定公共機関同類型 (B-3)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	グループ ③
	社会インフラ型 (B-4)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
) 野 	その他(B-5)	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ ④

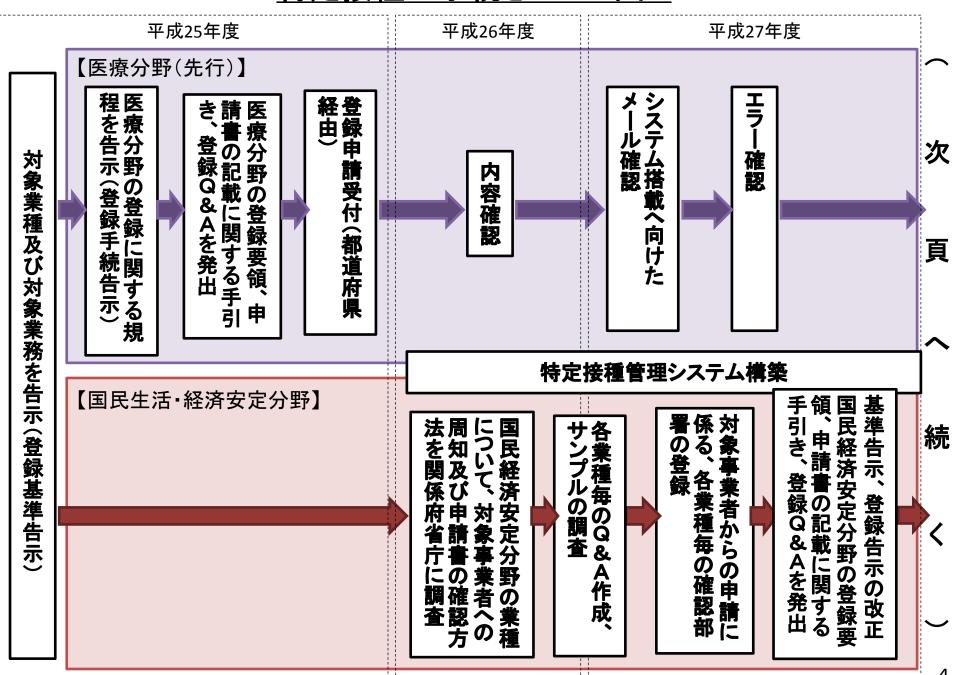
(注)登録事業者と同様の職務を担う公務員については、それぞれ民間の事業者と同順位とする。

特定接種管理システムの概要

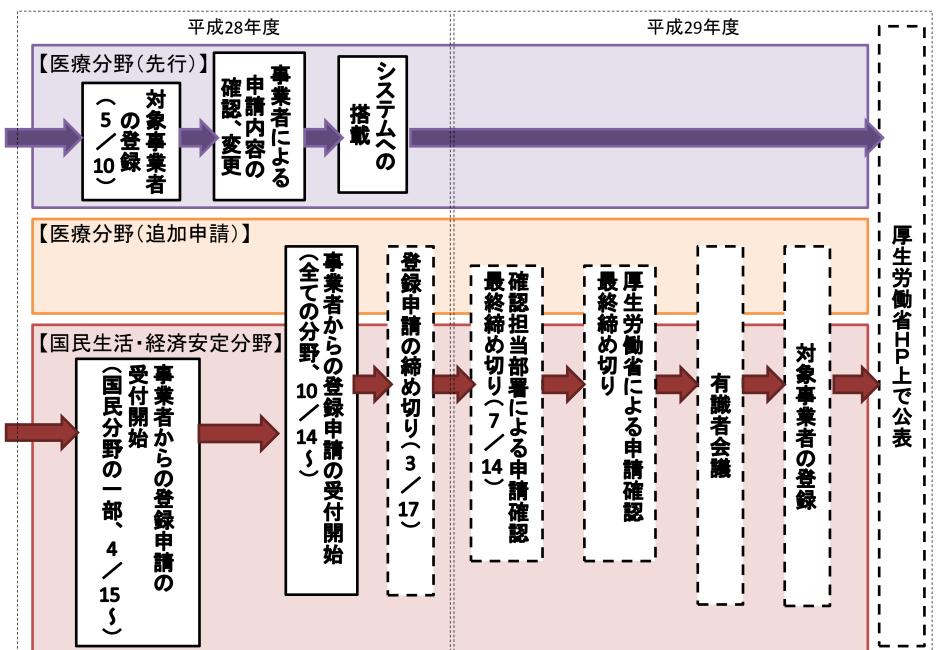


- ※ 関係府省庁等の管理者(申請内容の確認を行う者)に、各々の業種分類を管轄するIDを交付。
- ① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
- ② 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、 業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
- ③ 対象事業者から登録申請があった旨、関係府省庁等の担当者に通知。
- ④ 関係府省庁等は特定接種管理システムヘログインし、登録申請があった事業者の登録可否について確認、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
- ⑤ 関係府省庁は、厚生労働大臣へ確認した旨を通知。
- ⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を通知。対象事業者へ登録番号を付与。

特定接種の手続きフロー図-1



特定接種の手続きフロ一図-2(厚生労働省想定)



特定接種(医療分野)の登録要領

1 本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の登録に関する規程(平成25年厚生労働省告示第370号。以下「登録手続告示」という。)に基づく医療の提供の業務を行う事業者の登録及び当該事業者と同様の職務を行う公務員(国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている行政執行法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員をいう。以下同じ。)に関する当該公務員の所属機関の報告が円滑に行われるよう、登録申請及び報告(以下「登録申請等」という。)に係る留意事項等について定めるものである。

2 登録申請事業者及び登録対象者等

(1)登録申請事業者及び登録対象者

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。) 第 28 条の規定に基づく特定接種(医療分野)の登録対象となり得る事業者(外部事業者の従業者について登録申請を行う公設医療機関(国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人が開設する医療機関をいう。以下同じ。)の開設者)を含む。以下「登録申請事業者」という。)は、以下の2つの要件を満たしている必要がある。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成25年厚生労働省告示第369号。以下「登録基準告示」という。) において定められた基準のうち、別添1の表の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」で記載された事業(以下「医療提供事業」という。)に係る事業者であること。
- ② 業務継続計画※(診療継続計画)を作成していること。
 - ※新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定。以下「政府 行動計画」という。)及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成25年6月 26日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定) では「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」 と表記する。

登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、法第4条第3項に基づき、 新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を継続的に実施するよう努めな ければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第18条第1項に規定す る基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、 特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意する。

登録申請事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、登録基準告示におい

て定められた基準のうち、別添1の表の対象業務(以下「登録対象業務」という。)に 従事する者を登録対象者としてその数を登録申請するものとする。

(2) 公務員の対象者

医療提供事業に係る公務員についても、特定接種の実施に際し、必要なワクチンの数の把握及び円滑なワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国又は地方公共団体が上記登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、上記登録申請事業者と同様に、当該公務員の所属機関は、特定接種登録申請書(別添2。以下「登録申請書」という。)を用いて、厚生労働省に報告するものとする。(法第28条第1項第1号に基づく登録とは異なる性格のものである。)

ただし、防衛省の開設する医療機関については、都道府県の確認等を経ず、防衛省が 直接周知及び取りまとめを行い、厚生労働省に報告するものとする。

3 登録申請等の周知

厚生労働省は、都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。)の協力を得ながら、登録申請事業者に対し、登録申請方法等について情報提供を 行う。また、特定接種の対象となり得る公務員についても同様とする。

4 登録申請等の方法

登録申請等の方法は、以下のとおりとする。

(1)登録申請書の提出

登録申請事業者は、特定接種管理システム(以下「管理システム」という。)上で、登録申請書に必要事項を入力し、厚生労働省に登録申請書を提出する。登録申請書の提出については、管理システムにより、当該事業所が所在する都道府県等に通知される。また、やむを得ない理由により、管理システムによる登録申請書の提出ができない事業者に対しては、都道府県等が紙での配布・受付を行う。

新型インフルエンザ等医療提供(法第31条第1項に規定する患者等に対する医療の提供をいう。以下同じ。)を行う歯科診療所については、各郡市区歯科医師会の推薦を得て、厚生労働省へ登録申請書を提出する。

医療提供事業に係る公務員についても同様に、当該公務員の所属機関は、登録申請書 を用いて、これに必要事項を入力し、厚生労働省に報告する。

(2) 登録申請内容の確認及び登録等の実施

都道府県等は、管理システムにより通知された登録申請書の内容を適切に確認した上で、管理システムにより厚生労働省(保健所を設置する市及び特別区にあっては、都道府県)に通知する。

登録申請書を紙で受け付けた場合は、都道府県等は、これを登録申請書(Excel シート) に転記・確認の上で、取りまとめて、E-mail で厚生労働省(保健所を設置する市及び特

別区にあっては、都道府県)に送付する。

登録申請書の確認は、原則として各保健所が行うものとする。また、都道府県は保健 所を設置する市及び特別区に対しては協力を求めるものとする。

厚生労働省は、必要に応じて都道府県等の協力も得ながら、登録申請事業者の登録申請内容について、登録申請事業者である各医療機関等を担当している厚生労働省各局各課において適切に確認を行った上で、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳(以下「管理台帳」という。)に登録を行う。

なお、登録申請内容に疑義がある場合には、必要に応じて登録申請事業者に対して、 登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠等について照会を行うとともに、登録申請内 容について修正を求めることとする。

医療提供事業に係る公務員に関する報告内容についても同様に、厚生労働省各局各課 又は都道府県等において適切に確認を行った上で、管理台帳に記録する。

5 登録申請書の記載事項

登録申請書の記載事項は、下記のとおりとする。

(1)申請者情報

- ・設立区分(公設医療機関の開設者のみ記載)
- ・事業者名
- 代表者の氏名
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号
- · FAX 番号
- •E-mail アドレス
- ・業務継続計画(診療継続計画)を作成していること(公設医療機関の開設者は備考欄に記載)

(2)事業所情報

- ・施設区分(事業の種類の細目②に記載)
- 事業所名
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号
- FAX 番号
- E-mail アドレス
- 事業の種類
- ・登録対象業務の従業者数

- うち申請事業者の登録対象業務の従業者数
- うち外部事業者の登録対象業務の従業者数
- ・歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名(歯科診療所のみ備考欄に記載)
- (3)接種実施医療機関情報
 - 医療機関名
 - 郵便番号
 - 所在地
 - ・電話番号
 - FAX 番号
 - E-mail アドレス

記載事項に関する詳細は、別途定めることとするが、基本的な考え方は以下のとおりである。

(業務継続計画)

登録申請事業者は、業務継続計画(診療継続計画)を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。なお、政府行動計画では、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請しているため、公設医療機関においても業務継続計画(診療継続計画)を作成していることを備考欄に記載して報告するものとする。

業務継続計画に記載すべき事項は以下のとおりである。

- ・新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針
- ・新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業 務の継続方針
- ・新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- その他必要な事項(特定接種の実施に必要な事項等)

(接種実施医療機関)

歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等、自施設以外を接種実施医療機関とする場合は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式(別添3)を示すので、適宜活用されたい。

(常勤換算)

従業者数については、登録対象業務に従事する時間を基に常勤換算したものとする。 (外部事業者の考え方) 登録申請事業者の登録対象業務を受託している外部事業者の職員(当該登録申請事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。)は、(2)の登録対象業務の従業者数に含むものとする。なお、外部事業者の職員には、委託や請負のほか、登録申請事業者の登録対象業務を担う派遣労働者も含むものとする。

なお、公設医療機関の職員は公務員の身分を有しているが、これらの職員についても、 特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要がある。一方、当該医療機関で登録対象業 務を行う外部事業者(指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている 場合も含む。)の従業者は公務員の身分を有していないため、当該公設医療機関の開設者は、 2(1)の登録申請事業者として、法に基づく登録申請を行う必要がある。この場合、公 務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者 の従業者とは、区別して対象者数を報告・登録申請することとする。

6 登録完了の連絡及び公表

厚生労働省は、登録申請事業者が登録事業者として厚生労働省に備える管理台帳に登録された場合には、管理システムにより、登録申請事業者に対して、登録をした旨及び登録人数を通知するとともに、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号を公表する。

また、報告のあった医療提供事業に係る公務員の所属機関についても、登録事業者と同様に通知及び公表をするものとする。

なお、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、 実施した登録事業者名等を公表するものとする。

7 登録の有効期間及び更新

登録の有効期間は5年とする。

有効期間満了の後も引き続き医療提供事業を行う登録事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行うこと。

なお、管理システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、 登録の更新案内をE-mailで通知する。

また、報告のあった医療提供事業に係る公務員の所属機関についても、登録事業者と同様に更新の報告を行うものとする。

8 変更及び廃業等の届出

(1)変更の届出

登録事項について変更があった場合(軽微な変更があった場合を除く。)は、登録事業者は、30 日以内に管理システム上で、登録申請書に変更事項を入力し、厚生労働省に提

出しなければならない。登録申請書の内容確認及び登録等の実施については、4 に準じることとする。

また、報告のあった医療提供事業に係る公務員の所属機関についても同様とする。

(2) 廃業等の届出

合併、破産等により登録事業者が消滅した場合及び登録事業者が医療提供事業を廃業 した場合、登録事業者は、30 日以内に厚生労働省に対して、その旨を届け出なければな らない。

また、報告のあった医療提供事業に係る公務員の所属機関についても同様とする。

9 広報・相談

厚生労働省は、都道府県等の協力を得ながら、登録申請事業者に、接種の目的、実施 方法、安全性、有効性等を含め、的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

10 その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。

特定接種(医療分野)の登録対象に関する基準

特定接種(医療分野)の登録対象に関する基準は、登録基準告示に基づき、以下の表のとおりとする。

なお、登録申請事業者と同様の職務を行う公務員についても同様とする。

事業の種	事業の種類の細目	対象業務
類		
新型イン	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステ	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等
フルエン	ーションにおいて新型インフルエン	が行う新型インフルエンザ等医療提供に
ザ等医療	ザ等医療提供を行う事業	係る業務
提供を行		
う事業		
重大緊急	国立ハンセン病療養所、国立研究開発	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、
医療提供	法人国立がん研究センター、国立研究	看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生
(重大か	開発法人国立循環器病研究センター、	士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検
つ緊急の	国立研究開発法人国立精神・神経医療	查技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学
生命保護	研究センター、国立研究開発法人国立	療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴
に関する	国際医療研究センター、国立研究開発	覚士、管理栄養士が行う重大緊急医療提供
医療の提	法人国立成育医療研究センター、国立	に係る業務
供をい	研究開発法人国立長寿医療研究セン	
う。以下	ター、独立行政法人国立病院機構の病	
同じ。) を	院、独立行政法人労働者健康福祉機構	
行う事業	の病院、独立行政法人地域医療機能推	
	進機構の病院、公立病院、日本赤十字	
	病院、社会福祉法人恩賜財団済	
	生会の病院、厚生農業協同組合	
	連合会の病院、社会福祉法人北	
	海道社会事業協会の病院、大学	
	附属病院、救命救急センター、災害拠	
	点病院、地域医療支援病院、入院を要	
	する救急医療機関、救急病院若しくは	
	救急診療所、分娩を扱う病院若しくは	
	診療所若しくは助産所又は透析を扱	
	う病院若しくは診療所において重大	
	緊急医療提供を行う事業	

登録申請書(民間)

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

💥 🖺 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条の規定に基づを実施される特定接種の対象 となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

	※ 事業者名	
	※ 事業者名(ふりがな)	
	※ 代表者氏名	
	※ 代表者氏名(ふりがな)	
	※ 郵便番号 半角数字でハイフン不要	換索
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
	※ 所在地(町名以下)	No. 20
申請者 (事業者)	※ 電話番号 半角数字でハイフン不要	
情報	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	※ E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
	※ 産業医の選任 の有無 事業の種類が、新型インフルエンザ等医療型、量大・緊急医療型、社会保障・社会構能・介護 事業は選択の必要りまること	草有 杉無
	※ 業務継続計画の有無	総有 総無
	備考1	\$
	備考2	0

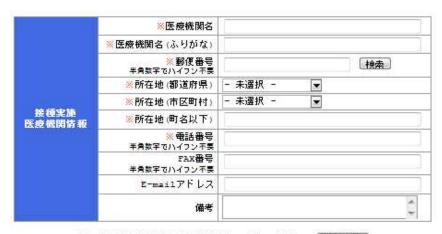
次へ

クリア

事業所と接種実施医療機関の登録

リストの アップロ〜ド	こちらからExcelのファイ	参照 ルをアップロードすることができます。
	※事業所名	
	※事業所名 (ふりがな)	
	※ 郵便番号 半角数字でハイフン不要	換索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
	※所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
事業所 情報	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	申請事業者の全従業者	A
	※事業の種類	- 未選択 - ▼
	※事業の種類の細目1	- 未選択 - ▼
	事業の種類の細目2	- 未選択 -
	登録対象業務の従業者数 (常勤換算)	0
事業の種類情報	※うち申請事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	※うち外部事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	備考	A

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。 追加登録



*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。
 追加登録

確認画面へ

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

💥 🔲 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象 となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

	※ 設立区分	- 未選択 - ▼	
	※ 事業者名		
	※ 事業者名 (ふりがな)		
	※ 代表者氏名		
	※ 代表者氏名 (ふりがな)		
	※ 郵便番号半角数字でハイフン不要	検索	
申請者	🦋 所在地 (都道府県)	- 未選択 - ▼	
(事業者)	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼	
情報	※ 所在地(町名以下)		
	※ 電話番号 半角数字でハイフン不要		
	FAX番号 半角数字でハイフン不要		
	※ E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp	
	備考1	<u>^</u>	
	備考2	÷	

次へ

クリア

事業所と接種実施医療機関の登録

リストの アップロード	こちらからExcelのファイ	参照 ルをアップロードすることができます。
	※事業所名	
	※事業所名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	(検索)
	※所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
	※所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
事業所 情報	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	申請事業者の全従業者	A
	※事業の種類	- 未選択 - ▼
	※事業の種類の細目1	- 未選択 -
	事業の種類の細目2	- 未選択 -
	登録対象業務の従業者数 (常勤換算)	0
事業の種類情報	※うち申請事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	※うち外部事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	備考	*

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。 追加登録

	※医療機関名	
	※医療機関名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	換索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
1000000000000	※所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
接種実施 医療機関情報	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不実	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mail7F レス	
	備考	0

* 他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。 **追加登録**

確認画画へ

特定接種の接種体制に関する覚書

(株) ○○○○代表取締役○○○○ (以下「甲」という。)と<u>医療法人○○○</u> 代表者○○○○ (以下「乙」という。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(平成 25 年厚生労働省告示第 369 号)の別表の業務に従事する甲の<u>従業員○○人分</u>の特定接種を行うこと。

以上

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 <u>○○県○○市○○○丁目○番地○号</u> 株式会社○○○○ 代表取締役

0 0 0 0

乙 ○○県○○市○○○丁目○番地○号医療法人○○○○代表者

0 0 0 0

注)株式会社、医療法人は一例である。